

2025年版

富良野 図書館要覧



市立富良野図書館

〒076-0032 富良野市若松町5番10号

電話 0167-22-3005

FAX 0167-22-3055

URL <http://www.city.furano.hokkaido.jp/life/docs/2017101200022/>

目次

1. 運営方針及び事業	1p
2. 施設利用案内	2p
3. 組織と業務	3p
4. 図書館の沿革	3p
5. 利用状況	4p
6. 所蔵資料	9p
7. その他の資料	9p
8. 図書館運営に係る経費	10p
9. 催事・展示イベント	11p
10. 図書館利用者団体等	11p
11. 子どもの読書推進プラン・子どもの読書活動の推進に関する法律	12p
12. 市立富良野図書館設置条例・規則、図書館法	17p



1. 運営方針及び事業

生涯学習の情報提供機関として市民に役立つ図書館運営の推進

1. 運営の基本方針

- (1) 市民の読書活動をととした文化教養を高める場としての機能充実を進めます。
- (2) 子どもたちの読書推進の環境づくりを進めます。
- (3) 市民の社会教育活動や文芸活動・ボランティア活動などをととした地域コミュニティの拠点づくりを進めます。
- (4) まちづくりに関する情報交流・発信機能の充実を進めます。
- (5) 市民ニーズを的確に捉えた運営をめざします。

2. 2025年度の重点項目

◎市民の読書活動の一層の促進を図ります。

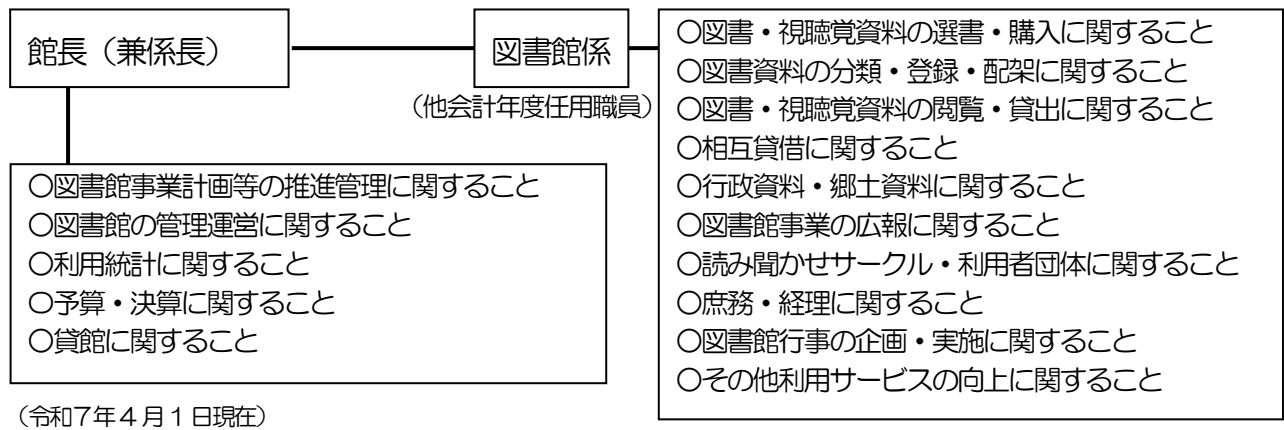
- (1) 市民ニーズに適応した図書購入
- (2) 図書のテーマ展示、読書情報の提供
- (3) 図書館まつり等における読書推進イベントの実施
- (4) 総合的な学びの場の提供

◎子どもの読書推進プラン【第3次計画】に基づく具体的取り組みを進めます。

- (1) 読書推進に向けた環境整備
 - ・地域、学校等の連携により、読書環境を整備
 - ・次期計画に向けたアンケート調査
- (2) 家庭における読書活動の推進
 - ・ブックスタート（乳児7カ月相談時）の実施による、家庭における親子読書の環境づくり
 - ・ブックスタートプラス（1歳6カ月時）の実施による、家庭における読書環境の継続発展
 - ・周産期から誕生、乳幼児期まで、子どもの成長に合わせた読書推進の啓蒙資料を作成配布
 - ・赤ちゃん絵本コーナーの充実
- (3) 地域における読書活動の推進
 - ・読み聞かせ会、おはなし会の実施（内容の多様化、頻度や場所の増加）
 - ・図書館の児童書コーナーの充実
 - ・子ども読書週間の読書推進イベントの開催
 - ・団体貸出の推進
 - ・児童館巡回図書の設定
- (4) 学校における読書活動の推進
 - ・教育委員会各課・各学校・学校支援読み聞かせボランティア等と連携した取り組みを行ないます。
 - ・新1年生の図書館利用者登録の推進
 - ・読書推進ボランティア講座の開催と先進地視察研修の実施
 - ・ブックトラック事業の実施（内容充実・市内小学校巡回貸出実施、中学生版の運用）
 - ・団体貸出の推進
 - ・学校図書館への支援
 - ・学校司書との連携強化
 - ・施設見学や職業体験の積極的な受け入れによる図書館利用教育の推進

◎北海道立図書館・道内公立図書館・富良野圏域内町村図書館等との相互連携による図書館機能の強化に努めます。

3. 組織と業務



4. 図書館の沿革

- ・昭和47年4月1日、旧富良野市中央公民館を改修、郷土館から独立して「市立富良野図書館」が誕生。
- ・48年9月、移動図書館車の運行が始まり、全市的な図書館活動の展開。
- ・平成3年7月19日、現在地に市立図書館が富良野情報プラザとの併設でオープン。
- ・14年4月1日、図書館情報システムを導入。
- ・18年4月1日、開館時間を火曜日から金曜日は午前10時から午後6時までに変更。
- ・19年5月1日、郷土資料室の自由閲覧や館外（貸出）利用者の範囲を近隣町村居住者にも拡大。
10月から、インターネットによる蔵書検索や催事情報などの発信を開始。
- ・22年3月、「子どもの読書推進プラン」（富良野市次世代育成支援地域行動計画の基本施策）策定。
- ・22年4月23日、「子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰」。
- ・23年4月、ブックスタート（7カ月相談時）事業開始。
- ・25年7月、インターネット図書予約サービス開始。
- ・26年9月、富良野地区視聴覚教育協議会を廃止。
10月から、視聴覚ライブラリー事業を富良野地区広域教育圏振興協議会へ継承。
- ・27年3月、「子どもの読書推進プラン【第2次計画】」（富良野市次世代育成支援第3期地域行動計画）策定。
- ・28年4月、ブックスタートプラス（1歳6カ月時）事業開始。館外利用者の範囲から小学生以上という制限を廃止し、0歳から利用者カードを発行できるように規則改正。8月、授乳室設置。
開館日数増と開館時間延長の試行開始（令和3年度まで継続）。
- ・29年3月、児童館・児童センターへの巡回図書を配置。図書消毒機設置。

- 29年4月、「こども未来課」が教育委員会へ移管。事務所が図書館3階に移設。
12月、「どくしょのきろく（読書通帳）」サービス開始。30年3月、PCサイトに読書推進機能付加。
- 令和元年10月1日、病院・施設等利用者への図書提供サービスの試行開始。
- 元年12月、総合的な学びの場としての「学習スペース」の設置。
- 2年3月、「子どもの読書推進プラン（第三次計画）」の策定。
- 2年4月、まん延防止等重点措置に伴う臨時休館（4/20～5/15 18日間）
- 3年3月、Wi-Fi環境整備（令和3年4月1日より運用開始）
- 3年5月、まん延防止等重点措置に伴う臨時休館（5/17～6/20 30日間）
- 4年2月、漫画貸出開始
- 4年4月、水曜日の開館時間延長終了（月曜日が祝日の場合、火曜日開館は継続（試行））
- 4年9月、市役所新庁舎竣工に伴い、教育振興課・こども未来課移転、中央公民館併設
- 5年1月、3階空きスペースを誰でも利用できる社会教育施設として貸館施設開始
- 5年8月、市フェイスブックに図書館情報掲載
- 6年3月、図書館シネマ上映開始
- 6年5月、新刊コーナーカウンター前に新設置
- 7年3月、書用除菌更新。

5. 利用状況

1. 年度別利用状況（過去5年間）

区分/年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸出冊数	115,329	113,736	118,395	114,239	114,403
1日平均貸出冊数	432	443	417	407	422
蔵書冊数	121,194	117,761	118,049	106,113	99,844
回転率	0.95	0.97	1.00	1.08	1.15
人口1人当たり貸出数※1	5.10	5.22	5.51	5.51	5.60
開館日数	267	257	284	281	271
入館人数	57,443	55,860	60,672	60,654	63,432
貸出人数	22,516	22,516	22,859	21,634	21,511
1日平均貸出人数	84	88	80	77	79
登録人数	15,204	15,536	17,492	18,199	18,277
相互貸借借受冊数	502	425	334	353	454
相互貸借貸出冊数	623	334	651	356	216
ブックトラック貸出冊数	318	300	330	300	240
団体貸出冊数	8,339	7,053	5,550	5,336	5,592

※1 「個人貸出冊数108,079冊」÷「年度末人口19,290人（外国人含む）」（R6年度）

2. 令和6年度利用統計

1. ◆開館日数 271日

2. ◆入館人数 63,432人 R5:60,654人

3. ◆登録人数 個人 18,277人、団体 152団体

[個人年代別登録者数]

4. ◆有効登録人数 2,294人(登録人数中、令和6年度に図書資料の貸出しがあった実人数)

[個人地区別登録者数]

(単位:人)

年 度	富 良 野 市 内	上 富 良 野 町	中 富 良 野 町	南 富 良 野 町	占 冠 村	そ の 他	合 計
R6年度	15,565	964	1,170	377	99	102	18,277
R5年度	15,252	941	1,130	373	96	99	17,891
増 減	313	23	40	4	3	3	386

[個人年代別登録者数]

(単位:人)

年代	0~6歳	小学生	中学生	高校生	19~29歳	30代	40代	50代	60代以上
R6年度	614	673	417	479	2,672	3,162	2,977	2,854	4,429
R5年度	586	662	429	507	2,758	3,115	2,949	2,684	4,201
増減	28	11	▲12	▲28	▲86	47	28	170	228

5. ◆個人貸出人数 20,763人

[月別利用人数]

(単位:人)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R6年度	1,751	1,665	1,909	1,624	1,853	1,663	1,607	1,665	1,840	1,594	1,647	1,945	20,763
R5年度	1,846	1,528	1,687	1,727	1,928	1,459	1,798	1,703	1,838	1,627	1,782	1,954	20,877
比較	▲95	137	222	▲103	▲75	204	▲191	▲38	2	▲33	▲135	▲9	▲114

[曜日別平均個人利用人数]

(単位:人)

曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
R6年度	69.9	66.2	63.3	56.6	105.67	93.0
R5年度	65.6	61.9	56.9	53.9	107.33	92.1
比較	4.3	4.3	6.4	2.7	▲1.7	0.9

[時間帯別1日平均個人利用人数]

(単位:人)

時間帯	9-10時	10-11時	11-12時	12-13時	13-14時	14-15時	15-16時	16-17時	17-18時
R6年度	7.0	16.9	16.2	10.3	13.6	15.5	16.7	16.9	8.1
R5年度	8.3	16.7	16.4	11.1	12.6	14.7	15.9	16.9	7.5
比較	▲1.3	0.2	▲0.3	▲0.8	1.0	0.8	0.9	0.0	0.6

6. ◆貸出冊数 114,403冊 (個人 108,079冊+団体 5,592冊+ブックトラック 240冊+相互貸借 492冊)

[月別貸出冊数]

(単位:冊)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R6年度	9,577	9,259	10,089	8,650	10,289	9,231	8,848	9,034	10,720	8,713	9,319	10,674	114,403
R5年度	10,705	8,013	8,498	9,132	10,619	7,851	9,920	9,082	10,329	9,313	9,726	11,051	114,239
増 減	▲1,128	1,246	1,591	▲482	▲330	1,380	▲1,072	▲48	391	▲600	▲407	▲377	164

[曜日別平均貸出冊数] (団体貸出・ブックトラック・相互貸借を除く) (単位：冊)

曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
R6年度	347.2	320.0	323.8	285.3	597.6	490.2
R5年度	310.4	304.1	283.1	261.9	600.9	500.0
比較	36.9	15.8	40.7	23.4	▲ 3.2	▲ 9.8

[年代別貸出冊数] (個人利用者) (単位：冊)

年代	0～6歳	小学生	中学生	高校生	19～29歳	30代	40代	50代	60代以上	計
R6年度	16,304	17,735	2,269	743	2,297	11,524	15,700	13,690	27,817	108,079
R5年度	17,188	17,434	2,305	561	2,282	12,975	17,029	12,229	26,244	108,247
増減	▲ 884	301	▲ 36	182	15	▲ 1,451	▲ 1,329	1,461	1,573	▲ 168

[資料区別貸出冊数] (ブックトラックを除く) (単位：冊)

区分	一般書	児童書 (学校支援分含む)	雑誌	漫画	計
個人	45,738	42,365	5,413	14,563	108,079
団体	606	4,981	5	0	5,592
相互	227	125			492
計	46,571	47,471	5,418	14,563	114,163

[地区別貸出冊数] (単位：冊)

地区	富良野市内	上富良野町	中富良野町	南富良野町	占冠村	その他	合計
R6年度計	101,550	1,547	7,215	2,357	817	232	114,403
内	一般	40,380	948	2,988	1,021	204	46,066
	児童	43,380	387	2,452	826	372	47,764
	雑誌	4,693	89	480	91	65	5,426
	漫画	12,527	117	1,289	417	176	14,563
	録音	338	6	0	0	0	344
その他	232	0	6	2	0	0	240
R5年度計	101,502	2,104	7,275	1,877	774	388	114,239
増減	48	▲ 557	▲ 60	480	43	▲ 156	▲ 202

[資料区分別月別貸出冊数]

(単位：冊)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総記	48	37	57	32	42	28	21	32	53	70	65	50	535
哲学	110	114	169	123	146	134	121	149	144	164	170	212	1,756
歴史	280	329	389	244	365	307	317	295	351	291	301	401	3,870
社会	258	321	313	262	258	231	232	256	323	256	275	317	3,302
一 自然	225	207	295	183	227	212	176	201	207	200	176	242	2,551
技術	377	396	438	364	411	393	338	421	496	404	430	447	4,915
般 産業	125	165	178	111	106	125	107	96	102	85	108	153	1,461
芸術	211	224	252	204	196	166	125	186	239	185	201	241	2,430
書 言語	45	45	63	38	54	44	29	51	50	65	49	57	590
文学	1,811	1,804	2,021	1,725	1,720	1,830	1,615	1,740	2,088	1,632	1,676	2,120	21,782
洋書			2	1					2		1	1	7
ヤング	184	232	211	201	204	173	213	187	179	184	180	214	2,362
ワイン							1	1	4		1		7
大活字	30	43	30	29	5	13	13	18	8	23	12	10	234
郷土	6		5	4	4	4	1	3	2	1	5	3	38
富良野	3	5	10	2	5	13	4	7	5	7	2		63
北海道	18	18	16	20	9	17	15	9	27	17	17	5	188
録音	29	13	44	4	40	28	42	17	37	41	16	33	344
その他	21	18	20	35	33	15	37	19	15	13	13	11	250
小計	3,781	3,971	4,513	3,582	3,825	3,733	3,407	3,688	4,332	3,638	3,698	4,517	46,685
絵本	2,440	2,074	2,398	2,056	2,515	1,996	2,241	2,417	2,563	2,074	2,122	2,589	27,485
児 紙芝居	47	29	26	64	38	34	35	28	29	63	31	36	460
外国語	74	121	84	67	58	37	54	52	43	26	37	25	678
童 文学	445	392	410	395	497	342	456	329	565	413	469	409	5,122
学支援	6	299	76	15	11	241	219	25	15	49	469	192	1,617
書 その他	896	790	971	1,045	1,527	995	1,033	973	1,061	969	879	1,023	12,162
小計	3,908	3,705	3,965	3,642	4,646	3,645	4,038	3,824	4,276	3,594	4,007	4,274	47,524
雑誌	482	464	465	398	461	433	345	459	496	458	442	523	5,426
漫画	1,166	1,119	1,146	1,028	1,357	1,420	1,058	1,063	1,616	1,023	1,172	1,360	14,528
計	9,337	9,259	10,089	8,650	10,289	9,231	8,848	9,034	10,720	8,713	9,319	10,674	114,163

7. ◆相互貸借

区分	令和6年度	令和5年度
他図書館からの借受	454冊	353冊
他図書館への貸出	216冊	356冊

《借受館ベスト3》

北海道立図書館	165冊
旭川市中央図書館	49冊
千歳市立図書館	19冊

8. ◆リクエスト数 2,045冊

(自館窓口 1,007冊 + 自館端末 24冊 + インターネット 560冊 + 他館借受 454冊)

※R5年度1,970冊

9. ◆蔵書冊数(登録分) 99,867冊

(一般書 66,854冊 + 児童書 29,553冊 + 雑誌 1,981冊 + 漫画 1,479冊)

10. ◆増加冊数 △6,559冊 (購入・登録 + 寄贈 - 除籍等)

一般書	購入・登録	1,478冊	寄贈	333冊	除籍等	7,267冊
児童書	購入・登録	806冊	寄贈	46冊	除籍等	2,378冊
雑誌	購入・登録	884冊	寄贈	16冊	除籍等	1,011冊
漫画	購入・登録	487冊	寄贈	109冊	除籍等	62冊

11. ◆幼児・児童1人当たり児童書直接貸出冊数

(R6 幼児・児童への児童書の直接貸出冊 34,039冊 ÷ R7.331 市内幼児・児童数 1,512人)

年 度	富良野市	全 道	年 度	富良野市	全 道
H 2 5 年 度	17.7冊	—	R 元 年 度	18.5冊	—
H 2 6 年 度	17.6冊	9.2冊	R 2 年 度	17.8冊	—
H 2 7 年 度	17.6冊	—	R 3 年 度	18.8冊	—
H 2 8 年 度	17.7冊	—	R 4 年 度	18.5冊	—
H 2 9 年 度	19.0冊	—	R 5 年 度	18.0冊	—
H 3 0 年 度	19.1冊	—	R 6 年 度	22.5冊	—

※H28年度までは、幼児を除く児童のみで算定。

12. ◆登録団体施設利用状況 (多目的ホール・サークル室等)

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回 数	128	147	219	178	199
利 用 人 数	1,379	1,703	2,453	1,557	1,313

13. ◆視聴覚教育教材利用状況

[富良野地区視聴覚ライブラリー市町村別利用件数]

(単位：本数)

	利用状況						所蔵状況
	富良野市	上富良野町	中富良野町	南富良野	占 冠	合 計	所蔵本数
令 和 2 年 度	825	470	93	799	43	2,230	1,812
令 和 3 年 度	461	510	48	165	15	1,199	691
令 和 4 年 度	382	308	54	68	18	830	711
令 和 5 年 度	397	249	64	169	59	938	737
令 和 6 年 度	344	195	62	1,061	44	1,706	756

※ 富良野地区広域教育圏振興協議会による事業

※ R3年度において使用実績のないビデオテープを処分しました。

14. ◆施設見学・職業体験受入れ状況

区分	小学校	中学校	義務教育学校	高 校	大 学	合 計
校 数	3校	1校	1校	0校	0校	5校

15. ◆ブックスタート配布状況 (令和7年3月31日現在)

年 度	対象人数	配布人数	配布率	配布冊数
平成29年度	126	121	96.0	242
平成30年度	157	154	98.1	308
令和元年度	131	127	96.9	254
令和2年度	129	125	96.9	250
令和3年度	135	132	97.8	274
令和4年度	120	115	95.8	230
令和5年度	107	106	99.1	212
令和6年度	92	86	93.5	212

16. ◆ブックスタートプラス配布状況（令和7年3月31日現在）

年 度	対象人数	配布人数	配布率
平成29年度	142	97	68.3
平成30年度	119	64	53.8
令和元年度	132	53	40.2
令和2年度	141	69	48.9
令和3年度	122	62	50.8
令和4年度	138	50	36.2
令和5年度	107	103	96.3
令和6年度	112	110	98.2

17. ◆学校図書館連携

児童書ブックトラック：240冊（小学校6校180冊・中学校2校60冊）

ブックフェスティバル：3校（麓郷小、鳥沼小、山部小）

学校図書館サポートボックス：15校1,384冊

（道立図書館事業6校932冊、市立図書館事業9校452冊）

6. 所蔵資料

[分類別蔵書冊数]（令和7年3月31日現在）

[分類別蔵書冊数]（令和7年3月31日現在）				[分類別蔵書冊数]（令和7年3月31日現在）			
区分	冊数	比率（%）		区分	冊数	比率（%）	
	総記	1,027	1.0		総記	526	0.5
	哲学・宗教	1,640	1.6		哲学・宗教	216	0.2
	歴史・地理	2,788	2.7		歴史・地理	822	0.8
一	社会科学	3,991	3.9	児	社会科学	699	0.7
	自然科学	2,374	2.3		自然科学・医学	1,454	1.4
般	技術・家政学	2,929	2.9	童	技術・家政学	472	0.4
	産業	1,351	1.3		産業	415	0.4
書	芸術・スポーツ	3,365	3.3	書	芸術・スポーツ	877	0.8
	言語	721	0.7		言語	273	0.2
	文学	35,262	35.3		文学	6,003	6.0
	洋書	50	0.0		絵本	13,041	13.0
	ヤング	4,659	4.6		紙芝居	879	0.8
	ワイン	48	0.0		外国語	738	0.7
	大活字	799	0.8		学校支援	3,138	3.1
	録音図書	569	0.5		小計	29,553	29.5
	郷土資料	2,913	2.9		雑 誌	1,981	1.9
	富良野	438	0.4		漫 画	1,479	1.4
	北海道	1,899	1.9				
	その他	8	0.0		合 計	99,844	100.0
	小計	66,831	66.9				

※端数処理の関係で小計、合計が合わない場合もあります。

7. その他の資料

【新聞】

- 北海道新聞地方版 [日刊・夕刊] (昭和45年1月より現在まで保存) ○北海道新聞縮刷版 (昭和47年4月より保存)
 ○日刊富良野 (昭和42年4月より廃刊時まで保存) ○朝日新聞 [日刊・夕刊] (発刊時より1年間保存) [夕刊]R5.3.20 休刊
 ○読売新聞 [日刊・夕刊] (発刊時より1年間保存) ○毎日新聞 [日刊] (発刊時より1年間保存) [R7.3.31 休刊]
 ○日本経済新聞 (発刊時より1年間保存) ○日本農業新聞 (発刊時より1年間保存)
 ○英字新聞「The Japan News」(発刊時より1年間保存) ○道新スポーツ (発刊時より1年間保存) [R4.11.30 休刊]
 ○北海タイムス (平成元年1月より廃刊時まで保存) ○日刊スポーツ (発刊時より1年間保存)

【雑誌類】

アニメージュ	&Premium	家の光	うかたま	オレンジページ	CGカーグラフィック
家庭画報	きょうの健康	きょうの料理	Ku:nel	クーヨン	暮らしの手帖
クロワッサン	健康365	月刊 暮ワールド	芸術新潮	皇室	kodomoe
ゴルフトゥーデイ	サライ	じゃらん北海道	週刊新潮	週刊東洋経済	週刊文春
週刊ベースボール	趣味の園芸	スキーグラフィック	すてきハンドメイド	Sports Graphic Number	Tarzan
ダ・ヴィンチ	ちゃぐりん	鉄道ジャーナル	天然生活	ナショナルジオグラフィック	ニューズウィーク
Newton(ニュートン)	日経ウーマン	日経トレンディ	non-no(ノンノ)	ハルメク	PEAKS
フォトコン	婦人公論	BRUTUS	文藝春秋	ベビーブック	pen
HO	POPEYE	ラジオ深夜便	LEE	歴史人	レタスクラブ

8. 図書館運営に係る経費

年度別予算概要 (決算額)

(単位:円)

区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み額)
		決算	34,508,148	30,691,798
図書資料費	需用費分	5,978,956	5,931,678	6,178,309
	備品分	0	315,040	1,174,470
	計	5,978,956	6,246,718	7,352,779
	対前年費	—	104.5%	117.7%

令和7年度当初予算内訳

(単位:千円)

項目	予算額	予算の主な内訳
1. 報酬	9,261	図書館運営管理事業費 49,633
3. 職員手当	3,550	・会計年度職員報酬 9,261
4. 共済費	38	・消耗品費 951
7. 報償費	30	・燃料及び光熱水費 6,393
8. 旅費	170	・通信運搬費等 988
10. 需用費	14,429	・委託料 7,182
11. 役務費	1,130	・図書館情報システム借上料 2,690
12. 委託料	7,182	・図書館中央監視装置更新工事 17,270
13. 使用料及び賃借料	3,086	・器具購入費 217
14. 工事費請負費	17,270	◎子どもの読書推進事業費 756
17. 備品購入費	217	◎図書資料整備事業費 5,974
18. 負担金補助及び交付金	20	◎管内図書館協議会負担金 20
合計	56,383	

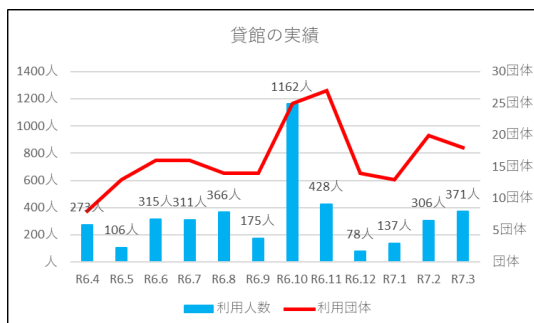
9.催事・展示イベント

開催日	イベント名	日・回数	来場者数
毎週水曜日(夏・冬休み除く)	「どんぐりのおはなし会」 [場所:よみきかせ室]	39回	147人
毎月第2土曜日	「どようびのおはなし会」 [場所:多目的ホール]	12回	241人
毎月第3土曜日	「えいごのおはなし会」 [場所:多目的ホール]	9回	96人
第4土曜日	「図書館シネマ」 [場所:研修室]	22回	133人
10/5~27	「図書館まつり」 [場所:1階・2階]	21日	約330人
7/10~14	第31回富良野水墨画展	5日	
1/11~2/7	「富良野ロータアクトクラブ 新聞コンクール」 [場所:2階展示ホール]	24日	

令和6年度実績 (※開催日数・来場者数は延べ)

貸館施設 (R6.4月~R7.3月)

階数	室名	利用人数	利用団体	利用料金
2階	多目的ホール	1,015人	35団体	4,145円
	サークル1	209人	23団体	10,510円
	サークル2	190人	7団体	5,055円
3階	会議室1	1,551人	64団体	18,270円
	会議室2	69人	6団体	3,360円
	会議室3	346人	40団体	9,690円
	研修室	707人	27団体	5,205円
合計		4,087人	202団体	56,235円



10.図書館利用者団体等

【利用者団体】

(令和7年3月31日現在)

団体名	代表者氏名	結成年・例会等	会員数
からまつ詩の会	島尻佐智子	昭和48年結成(毎月第2土曜日)	6名
よみきかせサークル「ノンタン」 富良野おやこ劇場	中林 美鈴	昭和63年結成(毎月第2土曜日)	4名
アカシヤ俳句会 富良野支部	橘 裕子	平成4年結成(毎月第1火曜日)	8名
絵手紙「秋桜」	桐澤 幸子	平成6年結成(毎月第1・3火曜日)	5名
絵手紙サークル「ななかまどの会」	越野 領子	平成9年結成(毎月第2・4木曜日)	8名
はいかいふらの	武部 洋子	平成6年結成(毎月第1土曜日)	5名
おはなしの会「どんぐり」	渡辺 美代	平成16年結成(例会:毎月第1水曜日) (おはなし会:毎週水曜日=夏・冬休みを除く)	5名
富良野水墨画同好会	福永 典子	平成2年結成(毎月第1・3火曜日)	5名
絵手紙「ハッピー&ハッピー」	小川 綾子	平成23年1月結成(毎月第4水曜日)	13名
読書サークル「大きな木」	山本 英恵	平成25年5月結成(不定期)	13名
Lapiz (ラピス)	石倉 律子	平成25年11月結成(第2火曜日、不定期)	7名
富良野フォト俳句クラブ	武内 のり子	平成26年7月結成(毎月第3木曜日)	7名
富良野市青少年サークル「ねーびる」	高橋 乙葉	平成2年4月結成(不定期、金曜日)	6名
FuralT	鴫田 基	平成26年5月結成(不定期)	190名
手芸クラブ	斉藤 ヒロ子	令和4年12月結成(毎月第1・第3火曜日)	3名
ふらの朗読サークル	篠田 信子	平成14年4月結成(毎月第3日曜日)	14名

11.子どもの読書推進プラン

第1章 「富良野市子どもの読書推進プラン（第三次計画）」策定の基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義とその推進の背景

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第二条）であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

平成17年に「文字・活字文化振興法」が制定された後、平成19年には「学校教育法」が一部改正され、義務教育の目標に関する規定の中に、「読書に親しみさせ」という文言が新たに盛り込まれました。

こうした中、平成26年には、学校図書館法の一部改正が行われ、学校司書配置が努力義務化され、また、平成28年には文部科学省が「学校図書館ガイドライン」を定めるとともに、平成29年3月に、新しい小学校及び中学校学習指導要領を告示し、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすことなど、学校図書館に期待される役割を示しました。

さらに、平成29年からは、国の新しい学校図書館整備等5カ年計画がスタートし、図書整備、新聞整備についての地方財政措置が拡充されるとともに、学校司書の配置が新たに計画の中に盛り込まれました。

2 計画策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、これまでの「第一次計画」及び「第二次計画」を引き継ぐとともに、令和2年度からの5年間を計画期間とし、子どもや子育てを総合的に支援するものとして、「富良野市 第2期子ども・子育て支援事業計画」の施策の一つとして策定します。

3 基本理念

富良野市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図ります。

4 計画の期間及び推進状況の把握

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、この計画の推進状況については、「富良野市子ども・子育て会議」に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

5 計画の対象と各期の特徴

この計画は、0歳からおおむね18歳を対象とします。

また、子どもの読書活動は、発達の段階に応じて取り組むことが重要であることから、この間を大きく4つの期間に分けて、各期における特徴に応じて推進します。

- ・乳幼児期（0歳～6歳）「本に出会う」
- ・小学生期（6歳～12歳）「本に親しむ」
- ・中学生期（12歳～15歳）「本から学ぶ」
- ・高校生期（15歳～18歳）「本と生きる」

6 「第二次計画」における成果と課題

(1) 成果

- ・ブックスタート事業をボランティア及び関係機関との連携により、平成23年4月から実施しており、利用者アンケートで高い評価をいただいている。
- ・読書推進ボランティア登録制度を、平成24年度から開始し、定期的に研修会及び視察研修を実施し、ボランティア活動の支援を行っている。
- ・児童生徒への読書についてのアンケート結果で、86.3%の児童生徒が本を読むことが「好き」もしくは「どちらかといえば好き」と回答。（平成26年度調査 87.3%）

(2) 課題

- ・ 保育所・幼稚園保護者への読書アンケート結果で、「市立図書館を月に1回以上利用する」割合が61.5%と低い状況であるため、読書活動の普及及び啓発が必要。
- ・ 高学年になるほど、読書から離れる傾向にある。

7 計画の全体構想

富良野市子ども読書推進プラン（第三次計画）の全体構想

【基本理念】

富良野市のすべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を促進し、積極的に環境整備を図ります。

社会全体での子どもの読書活動の推進《基本目標1》

【家庭】子どもの読書習慣の定着に向けた「家読」の取組の推進

読書活動の推進

【地域】 学校等の読書活動への支援
読書活動の普及・啓発

読書活動の推進

【学校等】 学習活動の充実
読書活動の普及・啓発

読書環境の整備《基本目標2》

【地域】読書環境の整備

【学校図書館等】 資料等の整備
設備等の整備
効率的な運営

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

基本目標1

家庭、地域、学校等を通じた社会全体で子どもの読書活動の推進

【推進方策1-1】家庭における読書活動の推進

・ 子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されることから、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう積極的に取り組みます。

このため、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、家族のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」の推進に取り組むとともに、読書に対する興味や関心をもつよう取り組みます。

■ブックスタートアンケート「家庭での読み聞かせ」をしている割合（%）

令和3年度	令和4年度	令和6年度 （目標）
94.4	90.8	100.0

《具体的な取り組み》

- ◇赤ちゃん絵本コーナーの充実
- ◇乳幼児向けおはなし会等の読み聞かせ情報の提供
- ◇読んだ本の書名、読んだ日を記録する読書通帳の普及と活用

【推進方策 1－2】地域における読書活動の推進

・乳幼児期から親子で読書に親しむ習慣づくりに取り組み、子どもの読書活動の意義と重要性などについて、広く市民や保護者への啓発に取り組みます。

また、関係機関やボランティア等と連携・協力しながら、子どもが読書に親しむことができる機会や場所を提供するとともに、子どもにとって身近な読書環境である学校図書館への支援に取り組みます。

■保育所・幼稚園の保護者へのアンケート「月に1回以上図書館を利用している」割合（％）

平成 26 年度	令和元年度	令和 6 年度 (目標)
59.7	61.5	80.0

《具体的な取り組み》

- ◇ブックスタート事業の継続実施
- ◇各種おはなし会（定例、土曜日、えいごのおはなし会）の継続実施
- ◇学校図書館への図書資料貸出の実施及び団体（幼稚園・保育所）貸出の実施
- ◇学校司書との情報共有と連携の推進
- ◇子供向け催しの実施

【推進方策 1－3】学校等における読書活動の推進

・乳幼児期は、絵本の読み聞かせなどをおして新たな世界に興味や関心を広げ、小学生・中学生・高校生期においては、学校図書館における多様な読書活動を工夫して、子どもが多くの語彙や多様な表現に触れ、新たな考え方に出会う読書の機会を充実するとともに、学校図書館を計画的に活用し、主体的、対話的で深い学びの実現を図ります。

■児童・生徒へのアンケート「読書はすき・どちらかといえば好き」の割合（％）

平成 26 年度	令和元年度	令和 6 年度 (目標)
87.3	86.3	90.0

《具体的な取り組み》

- ◇「朝読書」など全校一斉の積極的な推進
- ◇読み聞かせ活動の実施
- ◇図書委員等による児童生徒の自主的な読書活動
- ◇保護者、ボランティア、市立図書館等との連携による読書活動の推進
- ◇学校図書館を活用した各教科等における児童生徒の主体的・意欲的な学習活動
- ◇「学校図書館だより」の発行、校内掲示などを活用した読書活動の推進
- ◇道立・市立図書館の学校図書館支援事業の活用
- ◇学校司書配置による学校図書館活用の推進

基本目標 2

子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

【推進方策 2－1】地域における読書環境の整備

・子どもが読みたい本を自由に選び、気軽に利用し、読書の楽しみを知り、本とともに学ぶことができる場所の環境整備を図ります。

《具体的な取り組み》

- ◇図書館資料、読書活動推進の参考となる資料の整備
- ◇インターネットを※活用した資料の検索、予約等の利用促進
- ◇絵本コーナー等、子どもの利用のためのスペースの確保
- ◇本とともに学べる環境づくりの推進
- ◇子どもの読書推進プランのホームページへの掲載等による周知
- ◇読書活動推進に向けた各種研修会の開催

【推進方策2-2】学校等における読書環境の整備

・児童生徒の読書活動や読書指導、さらには学習活動を支援し、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能を図るとともに、「心の居場所」としての機能を図ります。

《具体的な取り組み》

- ◇学校図書館図書標準を参考にしつつ、学習過程に連動した図書の整備及び新聞の配備
- ◇組織的、計画的な図書資料の選定・廃棄・更新
- ◇公立図書館との連携による資料の相互貸借
- ◇学級文庫や読書コーナーなど、児童生徒が気軽に利用することができる校内読書環境の工夫
- ◇司書教諭の役割等の理解促進、資質向上
- ◇学校司書の配置促進、資質向上

※プラン策定の経過

令和元年7～9月	策定に係るアンケート調査、集計、分析
10月17日	素案策定
11月21日	富良野市校長会で意見募集
11月20日～12月10日	富良野市第2期子ども子育て支援事業計画 パブリックコメント (施策の一つとして掲載)
12月3日	読書推進ボランティアからの意見募集
令和2年1月30日	社会教育委員会で意見募集
3月27日	令和2年第3回 富良野市教育委員会臨時会において第3次計画策定

子どもの読書活動の推進に関する法律 平成13年12月12日 法律154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

12.市立富良野図書館設置条例・規則・図書館法

市立富良野図書館設置条例

令和5年9月14日 条例第6号

(目的及び設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、図書、記録及びその他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究及びレクリエーション等に資することを目的として、市立富良野図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市立富良野図書館

位置 富良野市若松町5番10号

(職員)

第3条 図書館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(開館時間)

第4条 開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(1) 火曜日から金曜日まで 10時から18時まで

(2) 土曜日及び日曜日 9時から17時まで

(休館日)

第5条 休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。

(1) 毎月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 月曜日が前号に規定する日に当たるときは、その翌日

(4) 12月31日から翌年1月5日まで

(5) 図書整理日(毎月の最終金曜日。ただし、第2号に規定する日に当たるときは、その日の前日)

(6) 図書特別整理期間(委員会が毎年1回7日を超えない範囲で定める期間)

(業務)

第6条 図書館は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

(1) 図書資料の収集、整理、保存及び利用

(2) 図書資料の貸出し及び巡回文庫の実施

(3) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励

(4) 館報、その他読書資料の発行

(5) 時事に関する情報、参考資料の紹介及び提供

(6) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

(施設使用の許可)

第7条 図書館の2階及び3階の施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上又は設置目的上支障があると認められるとき。

(使用の制限)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは委員会の指示した事項に違反したとき。

- (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、図書館の管理上特に必要と認められるとき。
- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、委員会は其の賠償の責めを負わないものとする。
- (使用料等の納入)
- 第8条の2 使用者は、別表に定める使用料等を前納しなければならない。ただし、委員会が後納を認める場合は、この限りではない。
- (使用料等の減免)
- 第8条の3 委員会は、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。
- (使用料等の不還付)
- 第8条の4 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用できないときは、この限りではない。
- (権利の譲渡等の禁止)
- 第9条 使用者は、図書館の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- (原状回復の義務)
- 第10条 図書館の使用者がその使用を終わったとき又は許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちにその使用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。
- (損害賠償の義務)
- 第11条 図書館の使用者は、自己の責に帰すべき原因により施設、設備、器具、図書又は資料をき損し、汚損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全額又は一部を免除することができる。
- (委任)
- 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例に必要な事項は委員会が規則で定める。
- 附 則
- この条例は、令和5年1月1日から施行する。

市立富良野図書館設置条例施行規則

令和4年11月23日 教育委員会規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、市立富良野図書館設置条例（平成19年条例第12号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(館内利用)

第2条 図書は、公開書架によって自由に検索することができる。

2 閲覧済みの図書は、元の書架に返さなければならない。

3 閲覧者は、所定の学習機で閲覧するものとし、音読、談笑、喫煙又はその他、他人に迷惑をおよぼすような行為をしてはならない。

(館外利用者の範囲)

第3条 図書の貸出しを受ける者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に住所を有しないが、市内に所在する学校に通学又は事業所に勤務する者

(3) 市の近隣に住所を有する者で、図書貸出し期間内に返却が可能と認められる者

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者は貸出しを受けることができる。

(図書の利用者カード)

第4条 図書の貸出しを受けようとする者は、身分証明書等本人であることを確認できるものを提示し、図書館外貸出申込書（別記第1号様式）を提出し、利用者カード（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。ただし、館長が特に認めた者についてはこの限りでない。

2 利用者カードを紛失又は窃取されたときは、直ちに届け出て再交付を請求しなければならない。

3 利用者カードの交付を受けた者が氏名又は住所を変更したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(貸出し冊数と貸出し期間)

第5条 貸出し図書は、原則として1人10冊以内とする。ただし、委員会が貴重図書と認めるもの及び辞書類は、貸出しを許可しない。

2 図書の貸出し期間は、15日以内とし、返却期日が休館日にあたるときは、その翌日を返却日とする。

3 貸出し期間満了後、同一図書をさらに継続して貸出しを受けようとするときは、一旦返却の上、再度貸出しの手続をするものとする。ただし、その図書について、すでに優先申込みがあった場合は、これを認めないことができる。

(寄贈図書)

第6条 図書の寄贈を受けたときは、寄贈図書台帳(別記第3号様式)に記載する。

(施設の使用)

第7条 条例第7条の規定により図書館の施設を使用する者は、市立富良野図書館使用許可書(別記第4号様式)を提出し、あらかじめ委員会の許可を得なければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、申請者に市立富良野図書館使用許可書(別記第5号様式。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。

(許可事項の変更又は使用許可の取消し)

第8条 前条の規定により図書館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときは、前条の規定を準用する。

2 使用者は、使用許可の取消しをしようとするときは、市立富良野図書館使用取消届(別記第6号様式。以下「取消届」という。)を委員会に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第9条 委員会は、条例第7条第1項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取消し、若しくは使用の中止を命ずるときは、市立富良野図書館使用許可変更及び取消(使用中止)通知書(別記第7号様式)により使用者に通知するものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭により通知することができる。

(使用料等)

第10条 条例第8条の2の規定による使用料等は、第7条第2項に規定する使用許可書を交付するときに委員会が指定する日までに納付しなければならない。ただし、委員会が特別な理由があると認めたときは、後納させることができる。

(使用料等の減免)

第11条 条例第8条の3の規定による減額又は免除の基準は、次のとおりとする。

(1) 市、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定により市が設置する委員会及び委員、又は市議会、並びに、市が組織する広域連合及び一部事務組合が、行政目的で図書館を使用するときは免除する

(2) 委員会が認めた読書団体、文芸及び美術に関する団体等が使用するときには免除する。

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体及び市内の幼稚園、小中学校、高等学校が団体本来の目的で図書館を使用するときには基本使用料を5割減額する。ただし、暖房料は減額しない。

(4) 市の区域内に所在する公共的団体等が、公益的な目的で図書館を使用するときには基本使用料を5割減額する。ただし、暖房料は減額しない。

2 条例第8条の3の規定による減免を受けようとする者は、市立富良野図書館使用料減免申請書(別記第8号様式)を委員会に提出しなければならない。ただし、前項第1号又は第2号に該当するときは、この限りではない。

3 委員会は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、市立富良野図書館使用料等減免決定通知書(別記第9号様式)により使用者に通知するものとする。

(使用料等の還付)

第12条 条例第8条の4ただし書の規定による使用料等の還付は、次に掲げるところによる。

(1) 使用者の責に帰すことのできない理由により使用不能となったときは、全額還付するものとする。

(2) 使用日の3日前までに取消届が提出され、委員会が特別の理由があると認めたときは、全額完封するものとする。

(使用者の遵守事項)

第13条 図書館の利用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設内に危険物又は動物(盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。)を持ち込まないこと。

(2) 所定の場所以外での喫煙又は火気は使用しないこと。

(3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 施設又は備品の取扱いを適切に行うこと。

(5) その他図書館の管理運営上不適切な行為をしないこと。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の市立富良野図書館条例施行規則第17条の規定により、利用者カードの交付を受けた者は、改正後の市立富良野図書館設置条例施行規則第4条第1項の規定による利用者カードの交付を受けたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の市立富良野図書館条例施行規則第28条の規定により、使用申請の承認を受けた者は、改正後の市立富良野図書館設置条例施行規則第7条第1項の規定による許可を受けているものとみなす。

附 則(平成21年4月22日教委規則第3号)

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成24年12月26日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月28日教委規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年11月23日教委規則第6号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

図書館法

発令：昭和25年4月30日号外法律第118号

最終改正：令和元年6月7日号外法律第26号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム等の収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除〔昭和六〇年七月法律九〇号〕

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除〔平成二〇年六月法律五九号〕

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除〔平成一一年七月法律八七号〕

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除〔昭和四二年八月法律一二〇号〕

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。